

機械警備業務仕様書

1. 業務仕様

(1) 警備対象建物概要及び警備方式

ア) 警備対象建物概要

- ①建物床面積 1,221.06 m²
- ②構造・規模 別添図面参照

イ) 警備方式

三戸地区葬祭場の警備業務を機械警備にて行うものとする。

「機械警備業務」とは、警備対象施設に設置した警備業務用機械装置が感知した信号を基地局に設置する機器へ送信し、その受信装置の表示により警備員が当該施設へ急行し、警備業務に当たることをいう。

2. 警備業務時間

業務監視時間は、作業員が警備業務を開始してから解除するまでとする。

3. 機械警備業務

受託事業者は、次の項目を遵守して各業務を行うこと。

(1) 機械警備に係る基本事項

①警備体制及び範囲

防犯は警報機器を設置し、当該機器で感知される異常の有無を自動的に表示する機器を用いた機械警備とし、管理棟・処理棟全館とする。

火災については、自動火災報知設備を設置している管理棟・処理棟全館とする。

設備監視については、当組合の施設監視盤からの異常情報を受信し連絡すること。

②警備責任時間帯

防犯・設備監視については、機械警備機器セット開始から解除まで。

火災については終日。

異常については終日。

③異常の受信方法

専用回線を使用すること。但し、同回線を使用しない場合については、切断された際瞬時にその事実を発見できる設備等を施すこと。

(2) 警備機器の仕様

ア) 警備機器は警備対象施設及びこれに付随する建物並びに所属する各物件の保全に十分な機能を有し、次に掲げる要件を備えること。

①警備対象施設における火災の発生又は火災の発生する恐れのあるものを的確かつ早期に発見する機能。

②警備対象施設における窓・扉等の開閉及び破壊等を感知し、外部からの侵入を的確かつ早期に発見する機能。

③警備対象施設に侵入した者を的確かつ早期に発見し、盗難及び不正行為を予防する機能。

④警備対象施設の総合監視盤から騎乗情報を基地局に速やかに通報する機能。

イ) 警備機器の正常な機能を維持するために保守点検を行うこと。

(3) その他警備に係る一般事項

- ①通信回線については専用回線を使用すること。
- ②機械警備機器の正常維持のため、適宜点検を実施し報告書を提出すること。
- ③機械警備機器が何者かに切断された場合には、機械警備のセット操作時に正常ではない旨が確認できる機器を取り付けること。
- ④受託事業者は、基地局において事故発生の情報受診した場合、25 分以内に現場に急行し、必要な措置を講ずること。
- ⑤被害状況・侵入者の有無など現場及び周辺状況を十分確認した上で、必要に応じた事態の拡大や再発防止のため臨機応変な対応をとること。
- ⑥必要に応じて関係者及び関係機関への連絡を行い、対応などの指示を受けること。
なお、当組合から契約時に緊急連絡先を明示する。
- ⑦警備業法にある要件をすべて満たしていること。
- ⑧セット時、解除用の機器、操作器具については、IC スティック又はタグ方式で警戒エリア内にてセット及び解除の操作ができる設備にすること。なお、IC スティック及びタグは職員並びに常勤委託職員の数だけ支給すること。
- ⑨異常発生時には、外部から異常が発生している旨の確認ができる異常表示灯を設置すること。
- ⑩警備業務契約締結後の業務開始に係る機材・設置工事及びその他付帯する工事、契約締結から設置工事が完了するまでの警備人件費等は別途契約とし、受託事業者と協議の上決定する。
- ⑪警備業務の契約終了後に係る機材の取外し工事及びその他付帯する工事などは、受託事業者の負担で行うものとする。
- ⑫受託事業者は、原則として「機械警備図面」に基づいての機器を設置すること。
ただし、警備上警備機器を増やす場合は、受託事業者の負担で当組合と協議し取り付けること。